

第七章 戦時下の大蔵省

興亜院二年半のつとめを終え、三十二歳の男ざかりとなった大平が大蔵省にかえってきたのは、すでに日米開戦後半年余がたった昭和十七年の夏だった。緒戦の戦果の酔いも醒めるようなミッドウエー海戦の敗北以来、戦局は次第に日本に不利になるうつとしていた。

大平はそういう中で、主計局における文部省と南洋庁の予算主査を命ぜられた。さしあたっては、昭和十八年度の予算編成があった。十七年度の予算は、当初予算編成後間もなく開戦をむかえたため、戦費の大部分を臨時軍事費に頼らねばならない応急的なものであったが、十八年度予算はこれと異なつて、本格的な戦争予算として編成されることになった。大平主計官の担当する文教行政部門は、「文教刷新」という名目で、各方面からの要請が強く、科学技術の振興、師範学校の昇格、英才教育の助長、東洋文化の開発等が取り上げられていた。

この時期に大平が扱った文教行政上の主な問題は、学校新設問題と大日本育英会の設立である。

まず学校新設問題だが、文部省はこの時とばかり、十五の高等工業、十一の医学専門学校、四つの高等師範の新設予算を要求してきた。

「私は、その尠大な要求を受けて、実のところ啞然とした。……学校を設立する等ということは、慎重の上にも慎重を期してやらなければならぬ性質のものである。それなのに、こんなに沢山の学校を一度に造つてくれ等というのは、何としたことだろうと天を恐れぬ大胆な要求に公憤を禁じ得なかつた」。

文部省に高等工業学校の資料を要求すると、「日本の各産業が最もよく技術者や指導者に恵まれ、労働者に

対する技能者の割合が一番高い昭和十四年水準にもどしたい」ということだったが、試算の結果、学校新設や学級増加をしなくとも、昭和十四年水準を満たしてあまりあることがわかった。医学専門学校についても、高等師範についても、同様の結果が得られた。そのため学校増設案は沙汰やみになった。かに見えた。

ところが、「昭和十七年もおしつまった大晦日の夕刻であった」と大平は書いている。

「昭和十八年度の予算の計数整理を了え、一月四日の初閣議に提出すべき書類をまとめた上で、机の上を片付けて帰宅の準備にとりかかった時、私は植木（庚子郎）主計局長（のち大蔵大臣）から呼出を受けた。今頃一体何だろう。大晦日で早く帰って一風呂浴びて、楽しい正月を待とうと考えているのに、局長は何と情のない人だろうと、心中不平を抱いて局長室に入った。局長は、言下に「君、長野に高工を、前橋に医専を、夫々造ることにして予算を計上してもらいたい」と言った。私が、それはどういふわけですか。私と文部事務当局との間には、既に学校を一つも造らないということ、ちゃんと話がついておりますのに」と殆んど反抗的に拒絶の姿勢で抗議した。局長は、浮かぬ顔をして、「いや、これは手の届かないところで決められたのだ。どうにもならんのだ。ともかくも計上してくれ」と繰り返して言うのであった」。

これは、大臣クラスの話合いで決まったものとあとでわかったが、大平は、役所で徹夜の作業をする羽目になった。

第二は大日本育英会設立問題である。この育英会設立の運動は、昭和十六年春から始まる。まず問題になったのは、貸費にするか給費にするかということであったが、昭和十六年末には国民教育議員連盟の三宅正一衆議院議員の手許で貸費制を基本として、中学二十万人、専門学校一万人、高等学校および大学一万人に対して一定金額を支給する「規模雄大な」原案が作成された。

昭和十七年二月、同連盟は、「興亜育英基金制度創設」を中心とする「大東亜教育体制確立二関スル建議案」を議会に提出した。

同連盟の小山亮は、「その趣旨には東亜全域に送り出すべき歴大な人員の『指導者』を養成するという要請と、反面、国民の能力あり経済力伴わぬ者に教育の機会を均等に提供する、という要望との、二つの面があるが、議員連盟の真意は後者にあつた。ただし、当時軍国主義の傾向ようやく濃厚で、これに逆うことは、事実上不可能だつたため、前者をいちおう効能書に採り入れざるを得なかつた」(『日本育英会二十年記念誌』)と述べている。

建議は満場一致で可決された。だが、大平は自分のようなものでも、民間の資金によつて大学を出られたという経験があつただけに、公的な育英事業は本当の英才だけを給費で援助すべきであると考えた。当初の中学二十万人という案は、文部省案では実情に合わせるということで三万人になつていたが、大平試案はそれよりもまだ少なかつたので、議員連盟の反発はさけられなかつた。

大蔵省でもいろいろの議論があつたが、最後に植木主計局長が次のように目に涙を浮かべて、大平に協力を求めた。

「自分は、貧しい家に生まれて、到底上級学校に進学できる身分ではなかつた。そこで、已むなく姓を変えて養子に行き、養家から一高、東大へと進学させて貰つたのだ。男が自分の姓を変えろということとは辛いことだ。しかし、向学心をもつていても、貧しいため、心ならずも、こうした道を選ばなければならぬ人が多かるう。自分は、日本の後進青年のために、こうした辛酸をなめさすに忍びない。そこで自分は、非常な情熱を傾けて、この制度の発足に努力しているのだ。大平君、どうか自分の心情を汲みとつて、出来るだけ多くの人に、この恩恵が均霑されるよう考えてもらいたい」。

「それまで、数字と論理の一点張りで頑張つていた私の頑強な気持も、この言葉を聞いて雪が陽光に解けて行くように、解けて行つた。私は植木主計局長の意を体して、当初の私の提案を大幅に是正し、給費を貸費に改めて、国会に提出した」。

こうして、大日本育英会は昭和十八年十月十八日に発足することになったのだが、『日本育英会二十年記念誌』の記述には、そこに、「大蔵省との折衝の困難さ」が述べられており、大平の抵抗の激しさがうかがわれる。

そういう自分自身について、大平は次のように回顧している。

「大蔵省の役人というのは、職業柄、何をやるにしても、なるべく金をかけないように心懸ける本能をもっていた。そのことは、確かに一面、よいことには違いないが、他面、そのために中途半端なものが出来上って、悔を後年に残す場合もあったことは否めない。一般に金を使うことはむずかしい仕事である。殊に金を扱うことは、難事中の難事である。私などは、勿論貧困に育った身であるから、どちらかと言えば、寸銭を惜しむ本能においては、人に劣るものではなかった。従って、私の予算査定は、大抵の場合、きびしかった。大日本育英会も、不幸にして、きびしい私とその産婆役に廻り合わせたわけだ。」

大日本育英会が創立されて約五十年の年月がたつ。この事業は、戦後の混乱によつて崩壊に瀕した学生生活の支えとして、大きな役割を果たし続けた。戦時中に創始された事業のなかでいまだに存続している希有の例であろう。

大日本育英会の発足の見通しがついた昭和十八年八月に、大平は外資局総務課に移った。興亜院の出先に在勤して、為替や対外投資にも経験を積んでいたため任せられたものと見られる。だが、国際金融の仕事も覚えようと本格的勉強を始めていた矢先に、池田勇人国税第一課長から「自分が局長に赴任する予定の東京財務局（もと東京税務監督局、昭和十六年七月に改称）に間税部長として一緒に来てくれないか」という優遇を受け、わずか三カ月でこのポストを離れることになった。池田はこうして、かねてから囑目していた大平を、はじめて自分の直接の部下に持つこととなったのである。

「池田局長は、就任の当日、私を呼んでにっこり笑いながら『君は税法を本格的に勉強していない。自分が局長に在任中、みっちり仕込んでやるから、その積りで』と申し渡された。そこで私は、言下に『御好意は有難いと思いますが、そのことだけは御断り申し上げます。私には練達堪能で税法に精通した部下が沢山いますから、税法上の疑義は私の部下と御相談を願いたい。私は税法に精通していませんが、生きた行政は決して法律の条文の中からは生まれてこないと思います。私の常識で、捉われない間税行政を一つやってみたいと思います』と答えた。これには流石の池田氏もたつてとは言われなかった」。

そんな大平が行った『捉われない間税行政』の一つが、『国民酒場』であった。

戦争が激化するにつれて、あらゆる消費物資が窮迫してきたが、もちろん、酒もその例外ではなかった。そこで、酒類配給統制規則等によって、配給機構の整備が行われ、配給権は税務当局が所掌することとなった。

当時の酒の配給は、家庭用、業務用、特殊業務用に分けられていたが、家庭用酒では一月当たり一世帯で二合程度、業務用酒でも一店当たり二丁三升程度であった。したがって、料飲店等の業者はこの量の酒では商売にならず、受配した酒類をヤミに流したり自家用に費消しているという風評がもっぱらであった。

大平間税部長はこの対策に腐心していたが、そのうち、東条英機内閣が『享楽停止令』を実施して、食堂のような大衆性を持ったもの以外の料飲店はすべて閉鎖され、料飲店に配給していた業務用酒が余るようになった。そこで大平が考えたのが、『業務用酒の効率的配給要綱』案である。享楽停止令で閉鎖された店舗を再利用し、失業した従業員を使って新たに酒場を開き、あまった業務用酒を一般の人に飲ませようというのである。料飲店側も、業務の再開にそなえて配給実績を確保しておきたいという希望が切実であったから、けだしこれは一石二鳥ないしは三鳥の名案であった。

大平の発案になる『国民酒場』と銘づった庶民のオアシスが店開きしたのは、昭和十九年五月五日、太平

洋戦争の戦局が日に日に悪化しつつある頃のことであった。五月一日の『朝日新聞』は、「酒は一合、麦酒は一本、国民酒場の営業方針」という見出しで次のように報じている。

「五月五日頃から都内三十五区一〇四カ所で『国民酒場』が開かれるが、その営業細目について、三十日警視庁から左の通り発表された。国民酒場数は酒を供する店六十五箇所、ビールを販売する店三十九箇所、酒は一人当り三級酒一合、ビールは壘詰一本、半リットル入り酌器一杯が公定価格で販売され、それにお客の希望によって十五銭以下の簡単なつき出しがつく。営業時間はその土地の実情に応じて決められるが、原則として午後六時から二時間、一箇月二十六日間営業する。経営は料飲組合から委員を選出し、その委員の共同計算制で行はれる。一般の収容人員は二五〇名から二六〇名程度」。

東京財務局の『業務用酒の効率的配給』の成功は各地の財務局の反響を呼び、全国の大都市ではこれに準ずる『国民酒場』がつぎつぎと開店され、渴いた市民の喉をつるおした。

すでに見たように主計官としての大平は、予算の査定には人一倍きびしい態度をとり、ぎりぎりまでがんばって『数字と論理』を通そうとした。時には上司にたてつくことも辞さなかったが、これに反して、間税部長としての大平の民間への対応は、細やかな配慮にあふれ、人情に満ちたものであった。享楽停止令で浮いた酒がそのままだったら、軍か、あるいは軍需産業用にまわされてしまうのを、彼は一般大衆愛飲家にふりむけた。そして、階級や職業にかかわらず一般の愛飲家に公平に酒を提供することを考えた。しかもその成功は、彼が料飲業者とその従業員、酒屋などの苦しい状態を深く理解しつつ、いずれにも利益がはかれるような仕組みを作りだしたことによってもたらされたのである。

一方に敵、他方に温のこの態度は、むしろその対象が異なる故に、矛盾するものではない。だが、理屈の上ではそうであっても、明確にその使いわけができるようになったところに、大平の行政官としての成長を見てとって誤りではあるまい。

池田勇人の夫人満枝は、この頃の大平について、次のように回想している。

「戦争も終わりに近く、何せ、料理屋の類がほとんどなかった時代でしたので、池田はよく財務局の幹部の方をお連れして小宴会をしておりました。大平さんは『国民酒場』が成功したことがとてもうれしらしく、うちへくると、『奥さん、みんな喜んで行列して飲んでますね』と言っていました。間税部長さんは体格もいいし、さぞかしお酒に強いだろうと思ってお酌をしようとすると、大平さんは『奥さん、本当言ったら、ぼくはアルコールがだめなんです』と言われました。お酒のいただけない方が酒の係の部長さんとは皮肉なものだなアと思いました」。

昭和十九年が進むにつれて、戦局はいよいよ末期的症状を呈するようになり、七月には東条内閣が倒れ、秋からは米軍機B 29の編隊が日本本土の上空に姿をあらわし、爆弾の雨を降らせるようになった。翌昭和二十年の二月二十三日には、大手町の東京財務局の庁舎も、焼夷弾の直撃を受け全焼した。

いよいよ帝都も危険になったので、大平は、妻と子供を岩手県東磐井郡川崎村薄衣の岳父の家に疎開させた。「親類には醬油屋もあれば食料品店もあり、薬屋もあれば呉服屋もあるという具合で、何不自由なく戦争末期をすごさせてもらった」と大平は書いている。